

総務文教常任委員会

R4.5.26(木)
午前10時00分～
全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

市長公室

- 今年度の平和推進事業の取り組みについて
- 京滋SDGsプロジェクトについて

生涯学習部

- 東部文化センター空調設備について
- 文化施設のあり方の検討について

総務部

- 新個人情報保護法対応支援業務について
- 亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業補助金について
- 防犯灯付き防犯カメラの設置について

教 育 部

- 学校規模適正化の取組について

(2) 他都市先進地行政視察について

3 その他

(1) 次回の日程について

「京滋 SDGs プロジェクト」 事業概要

- ◇主 催 京都新聞社
- ◇組 織 京都・滋賀 SDGs プロジェクト実行委員会
京都市・大津市・亀岡市・京都新聞社(事務局)
- ◇事業期間 3年間(予定)
- ◇内 容 (1) SDGs トークセッション
地元有識者や学生などが、「地球の未来を議論する」
You Tube チャンネル「京都新聞 TV」等で公開
(2) SDGs アクション
SDGs トークセッションと連動したプログラムを開催
SDGs に触れ合う機会を設ける
- ◇共同発表
- 日時：令和4年6月20日(月)13時00分
場所：旧三井家下鴨別邸
内容：三市連携、産官学事業として実施する旨の発表
出席者：
司会者 小林祐梨子様(オリンピック)
出席者① 門川大作京都市長
出席者② 桂川孝裕亀岡市長
出席者③ 佐藤健司大津市長
出席者④ 大西祐資京都新聞社長
※出席者は予定

◇留意事項

共同発表の内容は、6月中に京都市および大津市と共同でメディアリリースする予定しているため、恐縮ではありますが、それまでは口外いたさないようよろしくお願いいたします。

東部文化センター空調設備について

1. 経 過

～令和2年度～

- ・令和3年3月議会補正予算にて東部文化センター空調改修明許繰越費を設定。

～令和3年度～

- ・半導体不足により空調機器の調達見込みが立たず、工期内での完成が難しいことから、2度の入札中止となり当該修繕は未執行となる。
- ・繰越事業であることから令和4年度への再度の繰越ができず、また、令和4年度当初予算の編成時期を過ぎており、当初予算への計上ができなかった。

～令和4年度～

- ・4月当初より、東部文化センター空調設備費用の6月補正予算への計上準備を進める中で、既存キュービクルの容量不足が判明し、キュービクルの更新が必要となる。
- ・東部児童館建替工事を実施するためにも、先ず東部文化センターの空調設備を更新する必要があり、令和4年6月補正において再度予算計上し、東部文化センター空調設備更新工事を実施する。

2. 東部文化センター空調設備更新工事の必要性について

- ・東部文化センター空調設備更新工事（個別空調）の実施により、センター空調機械室の既存集中空調設備が不要となる。
- ・不要となった集中空調設備を撤去し、空調機械室を児童館施設（遊戯室）への用途変更改修を実施。
- ・この用途変更改修により、児童館の面積要件を確保し建替のための国庫交付金を受ける。

3. 6月補正額について

東部文化センター空調設備更新工事	44,267千円
【内訳】①東部文化センター空調設備更新工事	15,058千円
②東部文化センターキュービクル更新工事	29,209千円

文化施設のあり方の検討について

ユース・ミーティングの開催(開催概要)

【目的】

提言書で「新たな文化施設の整備に関して、幅広い市民のコンセンサスが得られているとは言い難いため、市民とともに議論を深めていく必要がある」との指摘を受けたことから、次世代を担う若者世代と意見交換を行う機会を設けるため、ユース・ミーティングを実施します。

- 場所 ガレリアかめおか2階 大広間
- 日時 令和4年5月29日(日) 10時00分～正午
- 方式 座談会方式
- 出席者 ・ 桂川市長
 ・ 今里座長（コーディネーター）
 （亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会）
 ・ 令和4年亀岡市成人式実行委員会 委員長、副委員長
 ・ 亀岡高等学校 2人
 ・ 南丹高等学校 2人

合計 8人
- 内容 ・ 施設の現状や提言書の内容等の概要説明（20分程度）
 ・ 意見交換（100分程度）
 現在や未来の亀岡市について思うこと
 文化施設のあり方について など
- その他 ・ 令和4年2月27日（日）市民ホールにおいて、市長や懇話会委員と市民が意見交換を行う場として円卓会議を開催。一般参加者30人の参加がありました。

【趣 旨】

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正(以下「改正法」という。)されました。地方公共団体に関する規律の規定の施行日については、公布の日から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日(令和5年4月1日施行)とされています。

改正法では、主に以下の個人情報保護制度の見直しがされます。

- ① 行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)、個人情報保護法(民間事業者)の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化されます。
- ② 個人情報の定義等を、国・民間・地方で統一するとともに、国のガイドライン等をもとに、運用することになります。
- ③ 個人情報ファイル簿の作成及び公表が改正法により義務化されます。

【業務委託概要】

- ① 個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備
改正法、国のガイドライン等に伴う個人情報保護条例等の例規整備
- ② 個人情報ファイル簿作成業務
改正法に伴う個人情報ファイル簿の作成
- ③ 個人情報保護運用マニュアル作成業務
個人情報保護体制の再構築に伴う運用マニュアルの見直し

【改正法の概要】

改正法の主な概要は以下のとおりです。

① 定義の一元化

個人情報の定義を、国・民間部門と同じ規律を適用

(例) 個人情報、要配慮個人情報、個人識別符号 等

② 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いを、国と同じ規律を適用

(例) 個人情報の利用及び提供の制限、安全管理措置 等

③ 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用

※1,000人以上を対象とした個人情報ファイルを保有する場合、その概要を記載した個人情報ファイル簿の作成・公表をしなければならない。

④ 自己情報の開示、訂正及び利用停止

開示等の請求権や要件、手続の主要部分は法律で規定

(例) 本人又は法定代理人にしか開示等請求が認められていなかったが、改正法により、任意代理人による開示請求等が認められるようになる。

※地方公共団体が定めている情報公開条例との整合を図るため、非開示情報、開示等手続、審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

⑤ 匿名加工情報の提供制度の導入

匿名加工情報の提供制度について、国と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として都道府県と指定都市で適用。地方公共団体は、任意で提案募集することは可能。

⑥ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

※個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取り扱い等に関して、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う。

※地方公共団体は、個人情報の取り扱い等に関し、個人情報保護委員会に必要な情報提供又は助言を求めることが可能。

(例) 個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

【個人情報保護条例の改廃、制定等について】

個人情報の取扱いの大部分は改正法に規定されますが、改正法と現行の個人情報保護条例の規定に違いがあるため、条例を改廃し、改正法の施行条例として取扱実務の運用を変更する必要があります。

□施行条例で定める必要がある事項 (例)

○本人開示等請求における手数料

○行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

□施行条例で定めることができる主な事項 (例)

○条例要配慮個人情報の内容

○本人開示等請求における不開示情報の範囲

○本人開示請求等の手続 (開示決定等の期限を改正法より短い期限)

○専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

新個人情報保護法 第60条

(定義)

第六十条 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

新個人情報保護法 第74条

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

新個人情報保護法 第75条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

新個人情報保護法施行令 第20条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十条 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

新個人情報保護法・ガイドラインの体系イメージ

資料2



個人情報 WEB システムイメージ

事務登録簿一覧

処理	部署 ▲	管理番号	事務の名称	告示番号	最終更新日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11063	情報公開請求等に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11064	訴訟事務	120	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11061	情報公開審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11062	行政手続法及び次木市行政手続条例に基づく申出に関する事務	520	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11065	暴力団排除条例に関する事務	684	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11066	個人情報保護運営審議会に関する事務	388	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11067	個人情報保護条例の一部改正に係るパブリックコメント募集事務	160	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11068	個人情報保護審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11069	個人情報に関する苦情相談事務	53	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11070	個人情報の開示等に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11071	市長等政治倫理条例(案)に係るパブリックコメント募集事務	455	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11072	行政不服審査関係事務	456	平成29年3月31日
照会	総務部 市民税課	11077	ふるさと寄附金に関する事務	464	平成29年3月31日
照会	総務部 市民税課	11073	軽自動車税の課税事務	204	令和2年6月26日
照会	総務部 市民税課	11074	市市民税及び軽自動車税の減免事務	466-1	令和2年1月7日

クリック

個人情報取扱事務 照会			
閉じる			
管理番号	11074		
事務の名称	市市民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	
基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル			
告示番号	466-1	告示年月日	令和元年12月27日
事務の目的及び概要	天災その他特別の事情がある場合に減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、市条例の定めるところにより、担税力の薄弱な者を救済するため		
収集方法(直接収集)	当該個人から収集する		
収集方法(間接収集)			
直接収集しない根拠		審議会への諮問状況	答申番号第10号令和元年9月17日付け
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	5年
条例に基づく閲覧等の可否	一部否	否の理由	条例第22条第5号
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	減免を受けようとする納税義務者		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更②/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更③/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		
新規(取扱年月日)	昭和63年3月24日	変更(取扱年月日)	令和2年1月1日
廃止(取扱年月日)		最終更新日	令和2年1月7日
番号法別表1番号		番号法別表1主務省令番号	
番号法別表1事務名			
別表1主務省令に掲げる事務名			

ファイル簿と連動(クリック)

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

管理番号	個人情報ファイル名称
1006	課税資料帳
1008	軽自動車税減免申請書帳
1009	減免申請書帳
1010	個人住民税課税システム

Copyright © 2009-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

事務と紐づいているファイル一覧

クリック

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書帳		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の減免事務のために利用する。		
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、電話番号等、家族・親族の状況、資格・免許、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、障害の状況		
記録範囲	軽自動車税減免申請者		
収集方法	本人から直接収集	要配慮個人情報の有無	有
記録情報の経常的提供先の有無	なし	経常的提供先の名称	
他の法令等による特別の手続等の有無	なし	法令等の名称	
個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数	100人以上1,000人未満
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨			
備考			
登録日	平成31年3月29日	変更日	
廃止日		最終更新日	平成31年3月29日

Copyright © 2009-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

ファイル簿の一覧からも確認可能

個人情報ファイル 一覧

メニューへ戻る | 検索指示

頁 1 / 16, 表示 20 データ全 303 中 1 ~ 20

< 前頁 > 1 2 3 4 5 6 7 8 9 次頁 > 最終頁 >>

処理	部署 ▲	管理番号	ファイルの名称	個人情報ファイルの区分	最終更新日
照会	総務部 総務課	1001	登録調査員名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 総務課	1002	統計調査員・指導員経歴管理名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 危機管理課	1003	被災者台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 秘書課	1004	市制施行70周年記念表彰対象者名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1005	ふるさと寄付金特例申請一覧	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1006	課税資料綴	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1007	軽自動車税課税台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1008	軽自動車税減免申請書綴	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1011	税務諸証明発行システム	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1009	減免申請書綴	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1010	個人住民税課税システム	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1012	異動連絡表	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1014	家屋入カデータチェックリスト	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1015	家屋滅失入カチェックリスト	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1016	旧土地台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1017	共有者ファイル	個人情報ファイル	平成31年3月29日

クリック

個人情報ファイル 照会

閉じる

取扱事務と連動 (クリック)

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書綴		
部署	総務部	市民税課	
基本項目	個人情報記録項目	利用個人情報取扱事務	
個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の減免事務のために利用する。		
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日(年齢)、性別、住所、電話番号等、家族・親族の状況、資格・免許、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、障害の状況		
記録範囲	軽自動車税減免申請者		
収集方法	本人から直接収集	要配慮個人情報の有無	有
記録情報の経常的提供先の有無	なし	経常的提供先の名称	
他の法令等による特別の手続等の有無	なし	法令等の名称	
個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数	100人以上1,000人未満
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨			
備考			
登録日	平成31年3月29日	変更日	
廃止日		最終更新日	平成31年3月29日

Copyright © 2009-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書綴		
部 署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

管理番号	個人情報取扱事務名称
11074	市府民税及び軽自動車税の減免事務

Copyright © 2000-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

ファイルと紐づいている事務一覧

ここに入力して検索

17:05 2021/11/07

クリック

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部 署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

告示番号	466-1	告示年月日	令和元年12月27日
事務の目的及び概要	天災その他特別の事情がある場合に減免を必要とする者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、市条例の定めるところにより、拒税力の薄弱な者を救済するため		
収集方法(直接収集)	当該個人から収集する		
収集方法(間接収集)			
直接収集しない根拠		審議会への諮問状況	答申番号第10号令和元年9月17日付け
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	5年
条例に基づく開示等の可否	一部否	否の理由	条例第22条第5号
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	減免を受けようとする納税義務者		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更②/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更③/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		
新規(取扱年月日)	昭和63年3月24日	変更(取扱年月日)	令和2年1月1日
廃止(取扱年月日)		最終更新日	令和2年1月7日
番写法別表1番号		番写法別表1主務省令番号	
番写法別表1事務名			
別表1主務省令に掲げる事務の内容			

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

管理番号	個人情報ファイル名称
1006	課税資料簿
1008	軽自動車税減免申請書簿
1009	減免申請書簿
1010	個人住民税課税システム

Copyright © 2000-2012 GYOSEI Corporation. All Rights Reserved.

もちろん、その他のファイル簿とも連動！

クリック

個人情報取扱業務Webシステム: FileTms - Internet Explorer
<https://city-ibaraki-pimgr-ig.jp/FileTms/view/100/disp/>

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1010		
ファイルの名称	個人住民税課税システム		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル		
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務のために利用する。		
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日(年齢)、性別、住所、本籍・国籍、電話番号等、死亡・死亡年月日、家族・親族の状況、婚姻関係、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、収入、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、取引状況、支出、障害の状況、傷病歴		
記録範囲	個人住民税の納税義務者、特別徴収義務者並びに納税義務者の相続人、納税管理人及び法定代理人		
収集方法	本人から直接収集、給与支払者、年金支払者及び国税庁から収集、戸籍事務及び住民基本台帳事務から収集	要配慮個人情報の有無	有
記録情報の経常的提供先の有無	有	経常的提供先の名称	個人住民税の納税義務者、特別徴収義務者、納税義務者の相続人、納税管理人及び法定代理人、国税庁、都道府県並びに市区町村
他の法令等による特別の手続等の有無	なし	法令等の名称	
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル・マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数	1,000人以上
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨			
備考			
登録日	平成31年3月29日	変更日	
廃止日		最終更新日	平成31年3月29日

取扱事務と連動(クリック)

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1010		
ファイルの名称	個人住民税課税システム		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

管理番号	個人情報取扱事務名称
11075	市府民税の課税事務
11074	市府民税及び軽自動車税の減免事務

Copyright © 2000-2012 GYOSSEI Corporation. All Rights Reserved.

個人住民税課税システムファイル簿とリンクしている事務一覧！

クリック

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11075		
事務の名称	市府民税の課税事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

告示番号	204	告示年月日	令和2年6月23日
事務の目的及び概要	市府民税の課税事務のため、そのため法令の定めにより収納課並びに関係機関に提供する。社会保険庁から国民年金法第106条第1項及び第108条の規定に基づく情報提供の依頼により、情報提供を行うにあたって照会対象者特定のために、基礎年金番号及び被保険者主体番号の情報が必要のため、又、社会保険庁に照会をする時に、基礎年金番号をもって照会するため。		
収集方法(直接収集)	当該本人から直接収集		
収集方法(間接収集)	特別徴収義務者等から収集するもの及び関係機関から収集する。国民年金事務・戸籍事務からの収集		
直接収集しない根拠	条例第9条第2項第2号適用（法令等：地方税法第20条の11）	審議会への諮問状況	答申番号第10号令和元年9月17日付け答申
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	7年
条例に基づく開示等の可否	可	否の理由	
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	市府民税の納税義務者等		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第203号 告示年月日：平成元年10月17日 変更②/告示番号：第99号 告示年月日：平成6年4月13日 変更③/告示番号：第203号 告示年月日：平成18年11月27日 変更④/告示番号：第200号 告示年月日：平成23年8月10日 変更⑤/告示番号：第464号 告示年月日：平成24年1月31日 変更⑥/告示番号：第531号 告示年月日：平成25年1月7日 変更⑦/告示番号：第355号 告示年月日：平成26年11月25日 変更⑧/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更⑨/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更⑩/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		

事務取扱とファイル簿をそれぞれ連動させ、互いにリンクするように管理する必要があります！

亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業補助金について

- 1 被災場所 亀岡市曾我部町南条竹谷2-8、9、11の3世帯
- 2 被災状況 令和4年5月2日(月) 午前8時22分頃
3月31日から断続的に発生した地震や4月29日の降雨により地盤が緩み、住宅裏の石垣が崩れ、土砂災害が発生した。



- 3 対象事業 「亀岡市土砂災害応急復旧等支援事業補助金」

事業目的:自然災害により被害を受けた土地の応急復旧を支援し、現在及び将来にわたり安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、被害を受けた土地の応急復旧を行う市民等に対し、補助金を交付する。

急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事

補助率 事業費の2/3

補助限度額 300万円

- 4 補正予算額 300万円×3件 900万円

以上

防犯灯付き防犯カメラの設置について（概要）

1. 設置場所 亀岡市篠町王子 地内
(府道王子並河線 王子交差点 付近)

2. 設置費用 550,000円(消費税含む)

【内訳】

(1) 委託料	548,000円(消費税含む)
①防犯カメラ	234,000円
②取付工事費	194,000円
③付属品等	68,000円
④諸経費	52,000円
(2) 使用料及び賃借料	2,000円(消費税含む)
①電柱占用料	2,000円

3. 設置概要 平成24年4月23日に発生した、篠町の通学路での交通事故から今年で10年を迎え、交通事故現場となった府道王子並河線のうち、亀岡市の玄関口となる王子交差点付近に、防犯対策及び交通安全対策の一環として「防犯灯付き防犯カメラ」を設置し、セーフコミュニティによる安全・安心のまちづくりを更に推進する。